

# プロバイダ提供条件書

| タイプCプロバイダ              |                | KCN京都  |  |
|------------------------|----------------|--|--|
| 基本サービス<br>(無料)         | メール            | 最大提供メールアドレス数   | 1  |
|                        |                | メールBOX容量   | 200MB  |
|                        |                | メールアドレスドメイン  | kcn.jp   |
|                        | セキュリティサービス     | メールウィルスチェック  | —  |
|                        |                | 迷惑メールフィルタ  | —  |
|                        |                | 総合セキュリティソフト  | —  |
|                        | サポートサービス       | リモートサポート   | —  |
|                        |                | 訪問サポート   | ○※1  |
|                        | IPv6           |  | ○※2  |
|                        | その他独自サービス      |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• メール転送サービス※3</li> <li>• ホームページ (50MBまで) ※3</li> <li>• Wi-Fiルーターレンタルサービス※4</li> </ul> |
| 条 契 約                  | 提供エリア (設置場所住所) | 提携プロバイダの提供エリアに準ずる (市町村は、★の通り)  |  |
|                        | 契約名義           | 個人/法人  |  |
|                        | 年齢制限           | — ※5   |  |
| プロバイダ開通案内 (会員登録証) の送付先 |                | 光回線設置場所住所※6  |  |
| プロバイダ窓口                |                | KCN京都お客様センター<br>【受付時間】 9:00~17:45 (年末年始除く)<br>【連絡先】 0120-114-368 (無料)<br>【URL】 <a href="http://www.kcn-kyoto.jp/">http://www.kcn-kyoto.jp/</a> |  |

★：京都府相楽郡精華町、相楽郡笠置町、相楽郡南山城村、木津川市、京田辺市、城陽市、宇治市、久世郡久御山町の一部

※一部エリアを除きます。詳細な提供エリアは、上記プロバイダ窓口へお問い合わせください。

※1：「ドコモ光 タイプC」を新たにお申込みされたお客さまを対象として、訪問サポートが初回のみ無料となります。また、無料範囲を超えたサポートを実施した場合はKCN京都より料金を別途請求させていただきます。詳細は、上記プロバイダ窓口へお問い合わせください。

※2：IPv6接続には、IPv6対応ルーター (IPv6パススルー機能付き) が必要です (接続端末が1台のみの場合は、IPv6対応ルーターは不要です。端末は、お客さまご自身でご用意いただく必要があります。)。また、ご利用にあたりお申込みが必要です。お客様のご利用環境により機器変更や工事が発生する場合があります。お申込み方法、提供条件等の詳細については、<https://www.kcn-kyoto.jp/campaign/docomo-c/ipv6/> をご確認ください。

※3：ご利用になるには、別途手続きが必要です。KCN京都のWEBサイトからお申込みください。

※4：「ドコモ光 タイプC」をお申込みされたお客さまを対象としてご契約期間中に限り無償レンタルします。Wi-Fiルーターレンタルサービスをご利用になるには上記プロバイダ窓口よりお申込みが必要です。Wi-Fiルーターは、工事当日にルーター設定業者が持参いたします。「ドコモ光 タイプC」をご解約される場合、返却が必要になり、撤去工事当日に工事業者が機器を回収します。撤去工事完了当月末までにWi-Fiルーターの返却が確認できない場合、機器損害金5,000円 (不課税) をKCN京都より請求いたします。

※5：契約者が未成年の場合、親権者の同意が必要です。

※6：「ドコモ光 タイプC」を新たにお申込みされたお客さまには工事の際にお渡しします。

※ 本紙に記載の内容およびプロバイダ提供サービスの詳細は上記プロバイダ窓口へお問い合わせください。

## プロバイダに関する説明事項

## □「ドコモ光 タイプC」お申込み時の注意事項

- **現在お申込み中の全てのキャンペーン及び、一部の割引は適用外となります。**
- KCN京都から「ドコモ光 タイプC」への転用時には、既存サービスで設定されている解約金は発生しません。
- **「ドコモ光 タイプC」への転用が月途中の場合、変更月の旧コース料金については、「ドコモ光 タイプC」切替日前日までの利用料金が発生します。（日割り）**
- 通信速度はベストエフォートです。お客さまのご利用環境、回線の混雑状況、ご利用時間帯によっては大幅に低下することがあります。
- ネットワークの輻輳状態が継続される事を避けるため、輻輳制御を行う場合があります。
- 本サービス用に使用する設備に対し、混雑の原因となる大量のトラフィックを発生させているお客さまに対し、帯域を制御すること等により本サービスの速度を制限することがあります。
- 本サービスの電気通信設備の保守または工事上やむを得ない場合等は、あらかじめお客さまに通知（ホームページ掲載等）して本サービス利用を中断することがあります。（緊急の場合は通知せずに中断することがあります。）

## □「ドコモ光 タイプC」解約時（プロバイダ変更）の契約の扱いについて

- プロバイダ契約は解約となります。

## □その他の注意事項

- 契約約款または規約に違反した場合は本サービスの利用を停止する場合があります。また、本サービスの利用を停止した行為が解消されない場合、本サービスを解約することがあり、その解約をNTTドコモが確認した日をもって、「ドコモ光タイプC」の契約を解除します。その際、NTTドコモが別に定める解約手数料がかかります。
- 本サービスは「ドコモ光 タイプC」専用のサービスです。「ドコモ光タイプA」及び「タイプB」へのサービスは提供致しておりませんのでご注意ください。
- 「ドコモ光 タイプC」を解約した場合は本サービスも解約となります。

※ 本紙に記載の内容およびプロバイダ提供サービスの詳細は、プロバイダ窓口へお問い合わせください。

## 【基本説明事項】

- （1）電気通信事業者の名称：株式会社KCN京都
- （2）媒介等業務受託者の名称：株式会社NTTドコモ
- （3）電気通信事業者の連絡先：0120-114-368 ※通話料無料 受付時間午前9時～午後5時45分（年末年始を除く）
- （4）媒介等業務受託者の連絡先：
  - 一般電話からの場合：0120-800-000 ※通話料無料 受付時間午前9時～午後8時（年中無休）
  - ドコモの携帯電話からの場合：（局番なし）151 ※通話料無料 受付時間午前9時～午後8時（年中無休）
- （5）電気通信役務の内容
  - －名称：KCN京都 ドコモ光向けインターネット接続サービス
  - －種類：固定インターネット接続サービス
  - －品質：通信速度最大1Gbpsのベストエフォート型のサービスです。記載の速度は、理論上の最大接続速度でありインターネットご利用時の通信速度を保証するものではありません。また、インターネットご利用時の速度は、お客さまのご利用環境や回線の混雑状況等により、低下する場合があります。
  - －提供を受けることができる場所：京都府相楽郡精華町、相楽郡笠置町、相楽郡南山城村、木津川市、京田辺市、城陽市、宇治市、久世郡久御山町の一部
    - ※一部エリアを除く
  - －その他の利用制限：利用者のうち、本サービスに使用する設備に対し、混雑の原因となる大量のトラフィックを発生させているお客さまに対し、帯域を制御すること等により本サービスの速度を制限することがあります。
- （6）通信料金：ドコモ光の契約に準じます。
- （7）その他の経費：ドコモ光の契約に準じます。
- （8）期間限定の割引の適用期間の条件：ドコモ光の契約に準じます。
- （9）契約解除・契約変更の連絡先及び方法：NTTドコモより手続きを行います。下記の連絡先にご連絡ください。
  - 一般電話からの場合：0120-800-000 ※通話料無料 受付時間午前9時～午後8時（年中無休）
  - ドコモの携帯電話からの場合：（局番なし）151 ※通話料無料 受付時間午前9時～午後8時（年中無休）
- （10）契約解除・契約変更の条件等：ドコモ光の契約に準じます。ドコモ光の契約解除に関する条件はNTTドコモへお問い合わせください。
- （11）初期契約解除に関する事項：
  - 本契約により提供される電気通信役務は、初期契約解除の対象です。詳細はプロバイダよりお送りする契約書面をご確認ください。